

身体的拘束等適正化のための指針

(理念)

第1条 身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが、身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

(委員)

第2条 各事業所のサービス管理責任者、理事（1名以上）、第三者委員とする。

2 委員長は、委員の中で互選とする。

(根拠となる法律)

第3条 障害者虐待防止法

2 児童虐待防止法

(基本方針)

第4条 当法人（事業所）内での身体拘束に対しての共通理解

2. 身体拘束の防止

(研修)

第5条 日常的な教育や研修の実施

2 定期的な教育や研修（年1回以上）の実施

3 新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施

4 その他必要な教育や研修（事例検討など）

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は次のとおりとする。

2 定時委員会は年2回の開催とする。

3 会の開催の必要があるときは委員長が招集し開催する。

(委員会の責務)

第7条 委員会の責務は次のとおりとする。

2 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討

3 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討

4 身体拘束を実施した場合の解除の検討

5 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(身体拘束等の実施)

第8条 利用者、家族に対して丁寧に説明します。

- 2 個別支援計画書に身体拘束を行う可能性があることを明記し、同意を得ます。
- 3 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の説明をし、同意を得ます。
- 4 身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組みを説明し十分な理解が得られるように努めます。

(身体拘束等発生時)

第9条 身体拘束記録に身体拘束を行った場合は、心身の状況ややむを得なかった理由などを記入します。

(拘束の解除)

第10条 記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

- 2 身体拘束の解除を行った場合は、速やかにご家族へ報告します。

(閲覧)

第11条 本指針は、利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や法人ホームページへ掲載します。

令和4年4月1日より施行する。

別紙（身体拘束に対するの共通理解）

1、身体拘束とは

物理的な拘束をして、身体の動きを制限する（フィジカルロック）
制止、叱責の言葉も含む拘束（スピーチロック）
薬物の過剰な投与、不適切な投与（ドラックロック）

2、身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である

切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと
一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3、当法人において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性のある項目

自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える拘束）
被服や身の回りの物の着脱時（身体を抑える拘束）
手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等（身体を抑える拘束）
クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

等